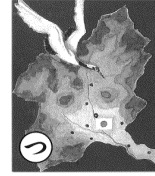




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年8月26日(水) 号外(第2号)

目次

告示 ○知事指定薬物の指定(薬務課)	2
-----------------------	---

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第222号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年8月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン(通称名 α -PiHP、 α -PHiP)及びその塩類
- (2) N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド(通称名Furanylethylfentanyl、FUEF)及びその塩類
- (3) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン(通称名BOD、 β -METHOXY-2CD)及びその塩類
- (4) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド(通称名Isobutyrylfentanyl)及びその塩類
- (5) [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタン(通称名CHM-081)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和2年8月27日